

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 鳥取厚生年金 事案 498

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和42年7月1日から43年9月1日まで  
②平成2年10月1日から4年1月1日まで

申立期間①については、昭和26年にA社に入社以来、毎年定時昇給が行われていたため賃金の減額は無かったにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、42年7月から43年8月までの標準報酬月額が6万円から5万2,000円に減額されていることに納得できない。

申立期間②については、平成元年4月にB社に入社し、取締役として勤務していた。2年10月から3年12月までの給与振込額はそれ以前と比べ減っていないにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、標準報酬月額が41万円から38万円に減額されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主から提出のあった支給明細表から、申立人は、申立期間のうち平成2年10月から3年8月までは41万円、同年9月から同年12月までは53万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が支払われていたことが確認できる。

一方、事業主から提出のあった平成3年1月から同年11月の控除明細表

により、同期間について申立人は41万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されているとともに、2年10月から同年12月及び3年12月については、控除明細表は無いが、事業主は41万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していたと回答していることから、申立人は申立期間②において41万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、控除明細表等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和40年5月に3万9,000円、同年7月に5万6,000円、同年10月に6万円、42年7月に5万2,000円となっている。

しかし、申立人と同年代（昭和42年当時、33歳から36歳の男性）の被保険者21人（申立人を含む。）に係る42年7月の標準報酬月額をみると、19人（申立人を含む。）が前月の標準報酬月額よりも4,000円から1万2,000円程度下がっており、申立人の標準報酬月額の減額のみが不自然であるとは言えない。

また、A社の担当者は、「昭和40年4月からCを目標とした全体運動が開始され、41年12月に当該目標が達成されるまでは残業等が多かったと思われる。標準報酬月額の増減は、残業手当が要因と推測される。」旨回答していることから、A社が掲げたCの目標を達成した41年12月以降については、業務量が減って残業代も減ったものと推認できる。

さらに、A社は申立期間当時の賃金台帳を既に廃棄しているほか、申立人は給与明細書等の申立期間の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料を所持しておらず、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から11年7月1日まで

A社には、毎月20万円の給与を受け取る約束で入社し、入社から退職まで給与額は変わっていなかったが、ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く届けられている。申立期間について、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社から、毎月約20万円の給与を受け取っていたが、申立期間以前の標準報酬月額19万円であったものが、平成8年4月から9年9月までは11万8,000円、9年10月から11年6月までは12万6,000円となっていることに納得できないと主張している。

しかし、これら標準報酬月額の推移についてA社は、「平成8年から申立人の給与について国の高齢者助成金制度を利用することとなり、全体の支給額は変わっていないが、会社負担分は12万円程度となった。この会社負担相当額を標準報酬月額として届け出たため、8年4月から標準報酬月額が下がったものと思われる。」旨回答しており、年金事務所も上記助成金については、「給与としてはみなされず、標準報酬月額には反映しない。」旨回答していることから適正な標準報酬月額の推移と考えられる。

また、申立人は給与明細書等について所持していないものの、「A社を退職する際に、入社から退職までの給与明細書を確認したところ、申立期間に給与から控除された厚生年金保険料が、申立期間前の保険料控除額と

比較して明らかに低額となっているのでおかしいと思い、会社に申し出たことがある。」と供述していることから、申立期間においては、平成8年4月の随時改定により引き下げられた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、申立人の給与から控除されていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に関して遡及による減額訂正等の不自然な記録は見られない。

このほか、申立期間において申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月から 36 年 12 月まで  
② 昭和 55 年 1 月から 56 年 12 月まで  
③ 昭和 61 年 1 月から平成 2 年 12 月まで  
④ 平成 3 年 1 月から 13 年 12 月まで  
⑤ 平成 14 年 1 月から 16 年 12 月まで

上記申立期間に、販売員及び接客係として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人はA社で、販売員として勤務していたと申し立てている。

しかし、i) A社は既に全喪しており、当時の同社の経理担当者も既に死亡していること、ii) A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に聴取したが、いずれも申立人に係る記憶は無いことから、申立人のA社における勤務時期や厚生年金保険料控除状況について確認することができない。

### 2 申立期間②について、申立人はB社が経営する店舗であるC事業所で、接客係として勤務したと申し立てている。

しかし、当時のB社の経理担当者から、申立人が勤務していた記憶はあるとの供述があったことから、申立人がC事業所において時期は特定できないものの勤務していたことはうかがえるが、上記の経理担当者及び当時の同僚から申立人が事業主により厚生年金保険料を給与

から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が申立期間を含む昭和 54 年 1 月 5 日から 58 年 7 月 31 日までの間、夫の健康保険の被扶養者となっていたことが確認できる。

- 3 申立期間③及び申立期間④について、申立人は、「知人に申立期間③の勤務先である D 事業所（当時の経営者は、E 社）及び申立期間④の勤務先である F 社での仕事の世話をしてもらい、同期間の給与はその知人から支給されていた。」と申し立てている。

しかし、申立人が給与を支払ってもらっていたとする知人に聴取したところ、その知人は、「当時、接客係のあっせんを個人事業として行っており、申立人も所属していた。しかし、私どもの所は厚生年金保険の適用事業所としての条件を満たしていないため、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③の中には国民年金の申請免除期間及び第 3 号被保険者期間、申立期間④の中には国民年金の第 3 号特例納付及び納付済みの期間が存在することが確認でき、申立人が厚生年金保険に加入しながら、国民年金の免除申請や第 3 号被保険者としての加入の手続や、国民年金保険料の納付を行うことは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 58 年 8 月 1 日から 61 年 6 月 7 日までの期間及び平成 9 年 5 月 21 日以降の期間は国民健康保険に加入しているほか、昭和 61 年 6 月 6 日から平成 5 年 8 月 7 日までの期間及び平成 5 年 8 月 8 日から 7 年 5 月 20 日までの期間において、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

なお、E 社及び F 社はいずれも厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も確認できないことから、申立人の当時の厚生年金保険料控除状況について確認することはできない。

- 4 申立期間⑤について、申立人は G 社 H 営業所で販売員として勤務していたと申し立てている。

しかし、i) G 社に照会したところ、「申立人が平成 16 年 7 月 15 日から 18 年 1 月まで、当社の契約販売員として勤務していたことは確認できる。しかし、契約販売員は出社の義務が無いため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答していること、ii) 同社から提出のあった申立人に係る 16 年 1 月から 17 年 12 月分までの給与集計表の「社会保険」欄に控除額が記載されていないこと、iii) 当時の同

社H営業所長は、「申立人は勤務当初から非常勤職員として勤務しており、給与も歩合給であったため、社会保険への加入はなかった。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは認められるが、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、平成9年5月21日から現在まで国民健康保険に加入しており、厚生年金保険に加入しながら国民健康保険に加入することは考え難い。

このほか、申立人は申立期間に係る給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。